



Q 1．お正月限定早朝割引を利用するためには、事前に申込み手続を行う必要がありますか。

A．事前の申し込み手続は不要です。

対象料金所を E T C 利用して料金所を通常どおりに走行していただいたうえで、ご利用時間が対象時間に合致していればお正月限定早朝割引が適用されます。

Q 2． E T C システム等のトラブル等により入口で E T C が利用できなかった場合はどうすれば良いのですか。

A． E T C システム等のトラブル等により入口料金所で E T C をご利用できなかった場合には、出口の料金所の係員にお申し出下さい。お申し出がない場合には、お正月限定早朝割引が適用されません。

Q 3． E T C システム等のトラブル等により出口で E T C が利用できなかった場合はどうすれば良いのですか。

A． E T C システム等のトラブル等により出口料金所で E T C をご利用できなかった場合には、出口の料金所で係員に「入口で E T C 利用した E T C カード」をお渡し下さい。高速道路のご利用が、対象料金所、対象時間に合致していれば、お正月限定早朝割引が適用されます。

Q 4．お正月限定早朝割引の約 5 0 % とはどのようなことですか。

A．お正月限定早朝割引は、通常料金×0.5 で算出し、割引後の料金を 2 4 捨 2 5 入により 5 0 円単位の端数処理を行います。5 0 % 割引とならない場合があるため約 5 0 % の割引となります。

Q 5．割引利用回数の制限はありますか

A．通勤割引のような利用回数の制限はありません。

Q 6． E T C 深夜割引などの割引との併用はできますか。

A．身体障害者割引、 E T C 時間帯割引（深夜割引、通勤割引、早朝夜間割引）とお正月限定早朝割引とは重複して適用されません。

なお、お正月限定割引と他の割引が重複した場合、優先して適用する割引は下表のとおりです。

他の割引名	時間帯割引			障害者割引
	深夜	通勤	早朝夜間	
優先順位	お正月限定早朝割引		早朝夜間	障害者割引

Q 7. お正月限定早朝割引は通勤割引（朝）と同じ時間帯です。通勤割引は、朝・夕の対象時間帯の最初の走行のみという回数の制限がありますが、お正月限定早朝割引は、通勤割引の利用回数にカウントされるのですか。

A. お正月限定早朝割引は、通勤割引の利用回数にはカウントしません。

対象時間帯に、お正月限定早朝割引の適用を受けない通勤割引の走行があった場合は、最初の走行に通勤割引が適用されます。

例：対象時間帯（６時から９時）

第１走行 御殿場流入（６：３０）⇒東京流出（７：３０）・・・お正月限定早朝割引

第２走行 東京流入（８：００）⇒裾野流出（９：００）・・・通勤割引

Q 8. マイレージサービスなどとの併用はできますか。

A. ETCマイレージサービス、大口多頻度割引、「ハイカ前払」残高管理サービスとお正月限定早朝割引とは併用できます。

Q 9. 途中で事故などの通行止めで強制流出した場合は、割引は適用されるのですか。

A. お正月限定早朝割引は、通行止めに伴い乗り継がれた場合でも、対象入口料金所及び対象出口料金所を対象時間内にご利用されていれば、割引は適用されます。

また、通行止めに伴う乗継の料金調整についても、ETCでご利用の場合は、そのままETC車線を通していただければ、料金調整が適用されます。

出口料金所での乗継証明書の受取は必要ありません。

Q 10. 事故等の渋滞などにより、お正月限定早朝割引の対象時間帯に入口、出口どちらの料金所とも通過することができなかった場合には、どうなりますか。

A. 事故等の渋滞などにより、対象時間帯に入口、出口どちらの料金所とも通過することができなかった場合は、お正月限定早朝割引は適用されません。ご了承をお願いします。